

議事 こども・学生ボランティア助成 検討事項について

【審査会で上がった課題】

対象経費について

- ①活動の参加において、参加費をとらず、すべて補助金で賄うことについての疑義
(地域のマーケットへの出店について)
参加費をとるような仕組みでないと、継続的な活動に繋がらないのでは。
足りない分を補助する、という仕組みがいいのでは。

(検討事項における事務局所見)

○助成率について

現在、こどもや学生がボランティアに取り組み易いように、10割補助としている。参加費を徴収して～というのはつまり、10割補助ではなく、一部補助になると思われるが、清掃活動なら10割補助、イベント開催なら〇割補助(一部自己負担)、という内容による補助率の変更は同枠組み上では難しい。

なお、全額補助は例外的取り扱いで、〇割補助が本来の補助金の考え方だが、現在、10割助成としているのは、当助成の対象が、活動資金をほとんど持たないこどもや学生であり、対象となる活動も収益を求めない「市民公益活動」であるためである。

ボランティア意識の高まっている若い世代が活動を実践に移す機会を設けることで、将来の市民公益活動者の育成に繋げること、若い世代が活動することで、その周囲の人々の市民公益活動への関心を高める、という当初の目的を考えると、スタートアップ助成と同様に助成率10/10で行いたい。

○参加費等の徴収について

出店等を伴う活動において、1回のばらまきに終わらせるのではなく、将来につながるような活動にさせていただくために、申請の相談時や、申請書提出後のブラッシュアップ期間において、参加費等の徴収を含めて、活動の組み立てや収入・支出の計画にもアドバイスを行うようにしたい。

【事務局案】

- ・こども・学生枠開始時の目的に沿って考えると、申請の内容によって補助率が代わるような対応は不適当と考えるため、現状を継続とする。申請の際、収支計画等についてのアドバイスも行い、継続可能な事業となるよう支援する。

②保険加入について

活動者・参加者ともに活動時に保険に加入する必要があるのでは。
来年度は保険加入を条件とするか。また、保険に入ることを推奨にとどめるか。

（検討事項における事務局所見）

熊本市ボランティア活動保険制度は、「会則などをそなえた団体」は利用できるが、個人のボランティアや会則がない団体は利用できない。また、イベントの参加者の事故は対象外である。個人からどんな保険があるか尋ねられても、民間の保険は直接案内できず、事務局としては、保険会社の窓口相談にアドバイスをしかしない。また、推奨しても加入されない場合等、実施期間中に加入の確認を行うことも困難である。そのため、活動者の保険加入を申請の条件としたい。

【事務局案】

活動者の保険加入を申請の条件とする。保険料は役務費として助成対象経費に含めることができる。

③謝礼の規定について

助成申請額の大半が報償費（講師謝礼）といった事業収支計画はいかがなものか。

（検討事項における事務局所見）

通常枠では、人件費・報償費・旅費を合計した人件費等の合計は、助成対象経費の1/2 までという規定を設けている。通常枠のように規定を設けたり、1回あたりの報償費上限を決める場合、要綱改正が必要である。

※通常枠における人件費・報償費・旅費等の基準については、第13回委員会（平成26年度）においても議論されている。報酬・旅費の限度額を市の基準に合わせては？という意見もあったが、団体の意見を尊重し、市の基準は参考程度（社会通念上、適当と思われる額）とし、高額な謝礼は審査時に助成金を減額する、という結論となっている。

ア 従事時間（日）数の確認

従事予定時間（日）は事業計画書で確認し、従事時間（日）は事業報告書で確認する。

イ 支給額の確認

各団体における給与規定・旅費規程等で支給額を確認し、給与規定等がない団体においては、あいぽーとでその作成支援を行う。

ウ 報償費において、高額と思われる場合は、相談時に減額となりうることを説明する。

（ただし、助成事業として、団体が負担して報償を支出したい場合は、助成対象外事業費で

はないため、費用として計上は可能。)

- ・人件費・報償費については、助成申請時に、団体が定めた給与規定等の提出を求め、申請書類と共に審査資料として委員へお渡ししている。

【事務局案】

- ・助成額が少額であることから、報償費の上限は設けない。通常枠同様、高額な報償費等は、審査時に、適切な額に減額する。

対象事業について

④熊本市外での活動の取り扱いについて

熊本市外での活動のみの事業の場合、熊本市での公益性が見えづらい。

(検討事項における事務局所見)

「災害ボランティア」に関する助成支援の声も学生より上がっていることを把握していたため、市外での災害ボランティア、その他の経験についても、高校生・大学生については認めていく方針で制度設計を行った。これは、学生のボランティア意識を高めることは、直接的に市民に還元がされなくても、将来の市民公益活動者の育成につながることで、周囲の方々の市民公益活動への関心・参加意欲の向上、及び当基金の認知度アップにつながることを期待するものである。(通常の助成では、「熊本市民を対象とした活動」である必要があるため、市外での活動は対象外)

【事務局案】

- ・学生ボランティアの育成を目的としていることから、活動場所は問わないこととする。
今後の申請状況に応じて、適宜検討する。

申請書類関係

⑤申請書類から申請者の実態がよくわからない。

本当に子どもたちが主体的に活動しているのか、疑義が残る。

活動者の名前と所属(学籍(大学/高校/中学/小学校名・学部・学年)の一覧の添付が必要ではないか。

(検討事項における事務局所見)

活動者の名前、所属一覧の添付は要綱を改正すれば実施可能。

疑義のある申請に関しては、修正期間のブラッシュアップによって、申請書の書き方等も含め

て対応する。

【事務局案】

・次年度(R5)から適用する。

要綱改正 第8条 申請に必要な書類に「活動者名簿」を追加。

様式第1号 別紙2(第8条関係)に「活動者名簿」を追加 ※参考資料 3-③

申請時の支援について

⑥書類の書き方や趣旨の理解不足についての支援

申請書類の内容だけでは不明確な点をもう少しブラッシュアップできないか。

審査員の予想で補っている部分が多い。

(検討事項における事務局所見)

今回スケジュールは、申請期限(6月30日)から審査票送付(7月8日)までタイトで、かつ、期限ぎりぎりの申請が多かったため、事務局の支援が不十分だった。

来年度は、間に修正期間を設けるなどして、対応を検討。

【事務局案】

・次年度(R5)は、今年度より1ヶ月前倒しして、4～5月を申請期間、6月1ヶ月を修正期間とし、申請書のブラッシュアップを図ることとする。

申請時期について

⑦小学校の授業カリキュラムに沿ったスケジュールの検討

小・中学校卒について、小学校の授業(6年生)で冬に「自分たちの住んでいる町について考える」というのがあり、当助成が活用できそうだが、現在の申請の時期とかみ合わない。

翌年度になると、卒業や先生の異動、クラス替えなどの問題もある。

事務局のスケジュールもあるので、できるかはわからないが、申請時期を検討してみてもいいかもしれない。

(検討事項における事務局所見)

教育センターに授業の内容・時期について聞き取りを行う。 ※参考資料 3-④

冬に授業が終わり、申請書作成→事務局でチェック→審査となると、実施期間が1月～3月になってしまう。3月末には完了、事業報告まで必要なので、事務局・申請者共にスケジュールに無理があるように思われる。

【事務局案】

- ・冬の実施期間は、運営側のスケジュール的に無理であるため、実施時期は上記(⑥)のとおりにする。
- ・小学6年生で学んだことを、中学生になって申請することも可能であるため、助成の活用については学校にも引き続き周知していく。

その他

⑧プレゼンテーションについて

ステップアップ助成のように、こどもたちにもプレゼンテーションをしてもらってはどうか。

(検討事項における事務局所見)

R4 年度のこども・学生ボランティア助成をする中で、申請者の学生に連絡をすることがあるが、忙しい学生が多く、依頼した書類の提出や、相談・打合せ等を行うのに通常枠の団体とのやりとりよりも時間を要している。こども・学生ボランティア助成でもプレゼンを行うとなると、その日程調整・打合せ・事前撮影等が完了するにはかなりの時間を要することが見込まれ、年度内に募集から実績報告まで行うスケジュールでは実施困難である。

プレゼンの準備ができないために申請を断念、ということを防ぐためにも、審査は本年度の通り行いたい。

【事務局案】

審査は現行の通り書類審査とする。こどもたちの主体的な関わりについては、ブラッシュアップ期間で確認をとり、審査時の質問等については事務局で対応できるようにしたい。

実施後の、ボランティア活動の発表の場として、あいぽーとフェスティバル等を活用することを検討したい。